

平成26年(く)第24号
再審請求人 守 大 助

2017(平成29)年5月31日

進行等に関する意見書

仙台高等裁判所第1刑事部 御中

弁護士 阿 部 泰 雄

弁護士 小 関 眞

弁護士 野 呂 圭

弁護士 堀 井 実 千 生

弁護士 花 島 伸 行
外

(意見の趣旨)

平成29年4月28日付け検察官「意見書」に対する弁護人の反論書面は、平成29年4月21日付け弁護士補充意見書及び求釈明書に対する検察官の追加意見を拝見してから提出する意向である。

検察官におかれては、追加意見を速やかにご準備されたい。

本年3月28日の三者打合せにおいて、裁判所からは「弁護人から反論がある場合には、6月中の提出を検討されたい。」との見解が示されていたが、検察官の追加意見の提出時期によっては、弁護人の反論書面を7月以降に提出することになることをあらかじめ了解されたい。

(意見の理由)

1 本件即時抗告事件については、弁護人が平成26年3月28日、即時抗告申立書を提出し、検察官からは、平成29年4月28日に至ってようやく即時抗告申立書に対する見解が「意見書」の形で提出された。

2 しかし、弁護人は、上記「意見書」の提出に先立つ平成29年4月21日に、2通の補充意見書と1通の求釈明書を提出した。

とりわけ、弁護人の上記補充意見書のうち8枚のものは、新証拠4点を付して、本件鑑定当時において土橋にはベクロニウムそのものを定性する分析能力が欠けていたことを明らかにし、確定判決における事件性の証明がなされていないことを指摘し、主張立証したものである。

弁護人の指摘の要点を敷衍して整理すれば、次のとおりである。

(1) 土橋が鑑定書を作成したとされる**2001年(平成13年)1月乃至3月**においては、土橋はベクロニウムをLC/MSで分析すると、そのMSスペクトルにおいては、 m/z 258のイオンのみ[・]が出現するという認識(平成24年12月20日付け検察官意見書(1)の別添資料3。ただし、この資料は、土橋自身が認めるとおり、単なる学会発表であって、いわゆる「論文」ではなく、従って科学的に追試されて承認された分析方法とは到底言えないものであった。確定審第1審における土橋証言第25回5頁。)に基づいて、鑑定作業を行ったという。

(2) ところが、土橋は、**2001年(平成13年)5月15日**ころまでには(同日付け「鑑定書に関する補足事項」と題する書面。平成24年12月20日付け検察官意見書(1)の別添資料6)、「ベクロニウムの分析条件を変更することにより、脱アセチル化体として観察されていたスペクトル(注：下線は弁護人が付した。)が、ベクロニウム分子を反映するスペクトルとして得られるようになる」との「知見」を得たと言う。すなわち、土橋は、本件鑑定後にベクロニウムを分析していた際に(平成24年12月20日付け検察官意見書(1)の別添資料10)、「ベクロニウムのエレクトロスプレーイオン化におけるベースピーク」イオンとして(ベクロニウムの脱アセチル化体の分子量イオン m/z 258ではなく)「 m/z 279」というベクロニウムの「2価の分子イオンピーク」(「未分解ピーク」)が得られたと言うのである(なお、再審請求審において検察官が意見書に添付したこれらの別添資料の存在や記載内容の真実性について弁護人が是認しているわけではなく、あく

までも土橋の「言い分」として引用・整理しているに過ぎないことを明記しておく)。

- (3) これによれば、土橋は、遅くとも2001年(平成13年)5月15日ころまでには、m/z 258のイオンがベクロニウムの脱アセチル体の分子量イオンであること、いや、脱アセチル体の分子量イオンでしかないことに気付いていたことになり、これに平仄を合わせるように、**2001年(平成13年)8月ころ**以降に発行された書籍や発表された論文において、土橋は、ベクロニウムのLC/MS/MS分析においてm/z 258をプリカーサイオンに選定するという記述を封印・放棄している。m/z 258のイオンを選定しても、m/z 279のイオンを選定しても、分析方法としての正否に差がないのであれば、この時期以降の記述において双方を並記してもよいはずだが、土橋は前者を完全に封印したのである。

このことは、結局、土橋自身が、本件鑑定以降、確定第1審の第1回公判期日以前の時期において、本件鑑定に用いた分析方法自体が、質量分析の理論に照らして科学的に未確立(むしろ誤り)のものだったことを正直に自認していたことを意味する。

- (4) それにもかかわらず、同じ**2001年(平成13年)の11月と12月**に行なわれた確定1審の公判証言において、土橋は、学会発表をしたに過ぎない分析方法を用いて本件鑑定を行ったことを認めながらも、その分析方法が学問的に承認されたものだと強弁した(土橋証言第24回5頁)。その上、土橋は、土橋らの分析方法におけるプリカーサイオンの選定基準についても、本件鑑定においてm/z 258をプリカーサイオンに選定した理由や、ベクロニウムの「未変化体」含有の有無を鑑定するのに「脱アセチル体」の分子量イオンをプリカーサイオンとして選定してもよい理由について、何らの説明もしないまま、換言すれば、m/z 258のイオンがベクロニウムの「脱アセチル体」の分子量イオンでしかないことを知りながら、このことをあえて秘したまま、自分は本件鑑定においてベクロニウムの「未変化体」を検出したのだとの証言に終始したのである(土橋証言第24回9頁、同25回84頁など)。

m/z 258のイオンがベクロニウムの「脱アセチル体」の分子量イオンであって、ベクロニウムの「未変化体」の分子量イオンではないことは科学的に二義を許さぬ事実である。しかし、土橋は、「未変化体」の分子量イオン

ではないm/z 258のイオンをプリカーサイオンに選定した鑑定を行っておきながら、科学的な根拠を示せないまま、それでもベクロニウムの「未変化体」を検出したのだと言い張ったことになる。このような土橋証言に信用性がないことは明らかである。

(5) 以上のとおり、土橋が行った本件鑑定に科学的な証明力が欠けていることは、土橋自身がかつともよく理解していたものであるから、公判廷の証言時点において、土橋があえて自己の認識に沿わない証言をしていたことになるとの批判を免れるものではない。

検察官が、こうした弁護人の指摘を是認しないのであれば、やはり今こそ土橋の証人尋問等の事実調べを実施せざるを得ないのである。

3 以上に述べた弁護人の指摘に対する検察官の見解は、本年4月28日に提出された上述の検察官「意見書」には盛り込まれる時間的余裕がなかったはずである。

従って、本件審理の進行としては、引き続き、検察官において、かかる弁護人の指摘に対する見解（及び求釈明事項に関する釈明）を書面で早急に明らかにすべきである。

4 検察官の意見書が提出されるまでに要した時間の長さに照らせば、弁護人には、上記3で求めた検察官の追加書面の提出を待って、その書面及び平成29年4月28日付けの検察官意見書に対する全体的な反論を記載した書面を作成するだけの時間的余裕が与えられてしかるべきである。したがって、裁判所が求める本年6月中に弁護人が全ての反論を提出することは約束できないが、弁護人による検討の済んだ部分から反論の書面を段階的に作成して提出し始めることには吝かではない。

以上